

後期高齢者医療制度

保険料「均等割」軽減を見直し

後期高齢者医療制度には、保険料の軽減措置があります。

令和元年度分の見直しが行われ、「均等割」の5割軽減と2割軽減の対象となる世帯を判断するための所得基準が拡大されました(＝左表)。

◆低所得者向け軽減割合の変更
この見直しに伴い、低所得者向けの均等割の軽減割合が段階的に縮小されます。

世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額が33万円以下(ただし、被保険者全員の所得が0円)の場合、これまでは9割軽減でしたが、見直し後は8割軽減となりました。なお、9割軽減の対象だった人は、

◆表 保険料「均等割」の軽減措置(見直し後)

世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額と軽減割合は次の通りです。

- 33万円+(28万円×被保険者数)以下の場合
⇒ 5割軽減
※「28万円」の基準額は、見直し前は「27万5000円」
- 33万円+(51万円×被保険者数)以下の場合
⇒ 2割軽減
※「51万円」の基準額は、見直し前は「50万円」

介護保険料

軽減措置を実施

◆被扶養者だった人の軽減

後期高齢者医療制度への加

65歳以上の人の介護保険料について、今年10月に行われる消費税率引き上げに伴い、低所得者(本人が市民税非課税で、かつ、非課税世帯。所得段階1、3段階)を対象に、保険料が軽減されます(＝下表)。

なお、この軽減措置が反映された今年度分の保険料額をお知らせする決定通知書は、6月中旬に発送予定です。

保険料の納付には、年金支給日に年金から保険料が差し引かれる「特別徴収」、納付書を使用して納める「普通徴収」、納付期限日に口座から引き落とされる「口座振替」があります。

関市民課保険料班

☎73・0086

◆介護保険料の軽減措置の比較(低所得者対象)

区分(所得段階)	平成30年度分	令和元年度分
第1段階 老齢福祉年金受給者および生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付者で課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の人など	基準額×0.45 (年額2万7540円)	基準額×0.375 (年額2万2950円)
第2段階 課税年金収入額と合計所得金額が120万円以下で第1段階以外の人	基準額×0.6 (年額3万6720円)	基準額×0.55 (年額3万3660円)
第3段階 課税年金収入額と合計所得金額が120万円を超える人	基準額×0.75 (年額4万5900円)	基準額×0.725 (年額4万4370円)

※第4段階～第11段階は省略

関市民課保険料班

☎73・0086

年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となります(課税者が同居している場合は対象外)。

入前日まで会社の健康保険などの被扶養者だった人は、制度加入後2年を経過するまで(77歳まで)が5割軽減の対象となりました。

また、障害認定により制度に加入した人は、加入後24か月到達の月分までが5割軽減の対象となりました。

婚活inそうさ

サマー スイーツ パーティー

令和最初の婚活イベントは、さわやかなスイーツを楽しみながら素敵な出会いを見つける「サマースイーツパーティー」を行います。



日時…7月27日(土)14時～

場所…旭市内(後日、参加決定者にお知らせ) 対象…20歳～45歳の独身者(男性は匝瑳市在住者に限る) 定員…男女各10人・計20人 参加費…男性2,000円、女性1,000円

▶申し込み 7月12日(金)までに、電話またはメールで①郵便番号②住所③氏名(ふりがな)④性別⑤生年月日(年齢)⑥電話番号を下記までご連絡ください(メールの場合はタイトルに「パーティー申込」と記入)。

申問企画課まちづくり戦略室☎73-0081

✉k-senryaku@city.sosa.lg.jp

【注意事項】●申し込み多数の場合は抽選。抽選結果などは開催日の約10日前までに郵送します。●指定日以降のキャンセルは、参加費分の負担をいただきます。●男女同数にならない場合があります。申し込み人数や男女比によりイベントが中止になる場合があります。

災害に強いまちづくり

「ハザードマップ」を刷新



避難所や津波浸水想定区域などの他、防災関連情報も掲載

市では、市民の皆さんがすばやく安全に避難できるよう、新たに「匝瑳市ハザードマップ」を作成しました。

マップは、区長・連絡員を通じた各戸配布を4月末に行った他、下記施設で配布していますので、ご活用ください。

配布施設…市役所、野栄総合支所、市民ふれあいセンター、八日市場ドーム、のさかアリーナ、八日市場勤労青少年ホーム、八日市場公民館、生涯学習センター、保健センター、匝瑳市民病院、ふれあいパーク八日市場、そうさ観光物産センター周辺の里

問総務課消防防災班☎73-0084

配偶者控除などの見直し

令和元年度（平成30年分所得）の市・県民税が課税される人に、税額や納期限などを記載した納税通知書（税額決定通知書）を6月中旬に発送します。これに伴って、令和元年度から見直された配偶者控除および配偶者特別控除の概要などをお知らせします。

◆配偶者控除および配偶者特別控除の見直し

働きたい人が就業調整を意識しなくても済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除および配偶者特別控除の適用範囲と控除額が変更されました。

▽配偶者控除

配偶者控除（対象となる配偶者の合計所得金額は38万円以下）では、その控除額が納税義務者の合計所得金額に応じて段階的に変更されました。また、納税義務者の合計所得金額が1000万円超の場合は、適用を受けることができなくなりました。

▽配偶者特別控除

配偶者特別控除では、その控除額が納税義務者の合計所得金額と配偶者の合計所得金額に応じて段階的に変更されました。その他、対象となる配偶者の合計所得金額が、38万円超123万円以下へと拡充されました。

▽注意事項

今回の見直しにより、配偶者の合計所得金額が90万円までは、従来の控除額と同額の33万円に据え置かれますが、次の点にご注意ください。

扶養人数の判定：配偶者の合計所得金額が38万円を超えた場合は、非課税判定などを行うための基準人数には含まれず、配偶者が障がい者（特別障がい者）に該当しても「障害者（特別障害者）控除」は適用されません。**市・県民税の課税**：市・県民税は個人の所得に応じて課されます。このため配偶者の合計所得金額が28万円（給与収入のみで93万円。均等割の課税基準）を超えると、配偶者自身も住民税が課されることがあります。**配偶者以外の扶養控除**：これまで通り、配偶者以外の親族が納税義務者の扶養になる場合は、合計所得金額38万円以下（給与

収入のみで103万円以下）が条件となります。

■給与所得者に係る市・県民税の特別徴収

県と県内市町村では、給与所得者に係る個人住民税（市・県民税）は原則として給与支払者（事業主）による特別徴収（給与から天引き）で納付することを徹底しています。

このため、これまで普通徴収により納付していた給与所得者は、一定の要件に該当する人を除いて今年度以降は特別徴収へと変更されます。これらの皆さんに対しては、市から給与支払者を経由して、「特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」を送付しました。

問 税務課市民税班

☎73・0087

悪質な滞納は差し押さえ対象に

市税の納め忘れはありませんか

税金は私たちの暮らしを支える大切な財源です。期間内に納めましょう。

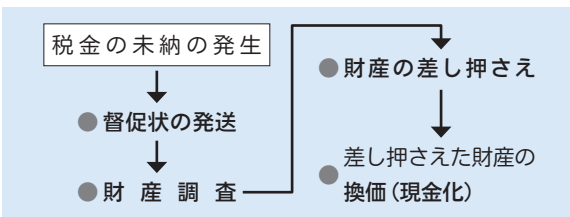
市では、督促・催告に応じない滞納者に対しての滞納処分を取り組みを強化しています。

市税を滞納すると、日数に応じた延滞金が増算される他、市が実施する事業への入札参加や補助金受給などの行政サービスが制限されることがあります。

◆滞納処分を実施

財産があるにもかかわらず督促・催告に応じない滞納者に対しては、財産の差し押さえなどの滞納処分を行います（以下☒）。

◆財産の差し押さえまでの流れ



《平成30年度の差し押さえ状況》

合計	預貯金	生命保険	給与	不動産	その他
124件	15件	27件	1件	12件	69件

◆納税相談に窓口を開設

災害や病気などのやむを得ない事情により期限までの納税が困難な場合は、お早めにご相談ください。市では、日曜日や夜間の納税相談窓口を税務課（市役所1階）で開設しています。

日曜窓口：毎月第2・第4日曜日の9時～12時（年末年始除く）
夜間窓口：毎月25日の17時30分～19時30分（25日が土・日曜日、祝日に当たる場合は、次の平日に実施）

問 税務課納税推進室

☎73・0087

“はかり”の定期検査 7/12

計量法に基づく計量器（はかり）の定期検査を行います。商店・工場・病院・学校などで、計量器を取り引きまたは証明に使用している場合は、2年に1度、定期検査を受けなければなりません。

なお、これまでに検査を受けていない事業所などで、この検査に該当すると思われる場合は、お問い合わせください。

◆定期検査の日程

期日	対象地区	時間
7月12日（金）	野田・栄	午前 午後
7月16日（火）	中央（イ1～2430番地）	午前
	中央（イ2431番地以降）	午後
7月17日（水）	中央（イ以外の地域）	午前
	豊栄・須賀・匠達	午後
7月18日（木）	豊和・吉田・飯高	午前
	共興・平和・椿海	午後

※時間は、「午前」が10時30分～12時、「午後」が13時～15時です。場所は、12日が野栄総合支所玄関、それ以外は市役所北側駐車場で行います。

問 産業振興課商工観光室 ☎73-0089